

中国の排出権取引と グリーンファイナンスの最近の動向

二酸化炭素排出量について2030年までのピークアウトと60年までのカーボンニュートラルの実現を目指す中国で、全国レベルの温室効果ガス排出権取引市場での取引開始が視野に入り、また、グリーンファイナンスにおける標準の改善等の動きが見られる。

中国はパリ協定の枠組みの下、二酸化炭素（CO₂）排出量について2030年までのピークアウトと60年までのカーボンニュートラル¹⁾の実現を目標に掲げている。最近も、二酸化炭素等の温室効果ガスの削減の上で重要視されるカーボンプライシングとグリーンファイナンスの両面で進展が見られる。

全国温室効果ガス排出権取引市場

まず、カーボンプライシングの面では、全国レベルの温室効果ガス排出権（排出量）取引市場の設立・開始に向けた準備が着々と進んでいる。

これまでの中国における温室効果ガス排出権取引所の経緯を見ると、13年以降、北京、天津、上海、重慶、深圳、湖北、広東の5都市2省の計7ヵ所で地方取引所が試行されている²⁾。その上で、全国統一の排出権取引市場の設立については、14年に国家発展改革委員会（発改委）が「温室効果ガス排出権取引管理暫定弁法」を発表し、排出権の割当管理、取引、検査等の枠組みを定めた。

16年に、重点産業として石油化学、化学、建材、鉄鋼、非鉄金属、製紙、電力、航空等が挙げられ³⁾、17年には、最初に電力産業（発電）で全国統一の排出権取引の体系を立ち上げて割当の現物取引を行い、その後、対象業界、取引方法・商品を増やす方針が示された⁴⁾。

そして、20年12月に生態環境省が「温室効果ガス排出権取引管理弁法（試行）」を発表し（21年2月1日実施）、全国温室効果ガス排出権取引にかかわる割当、登記、取引、決算、報告、検査、監督管理について具体的に定めた。例えば、年間の温室効果ガスの排出量が2.6万トン（CO₂換算）に達する企業が温室効果ガスの重点排出

企業のリストに入る、排出権の割当は当初、無償が主だが、その後適当な時期に有償割当を導入する等である。

同じく12月に、生態環境省は、排出権割当の総量設定と分配の実施案と19～20年の全国温室効果ガス排出権取引の割当管理に含まれる重点排出企業のリスト、具体的には2,225社の電力企業を発表した⁵⁾。

こうした中で21年5月中旬、生態環境省は、全国温室効果ガス排出権の登記管理規則（試行）、取引管理規則（試行）、決算管理規則（試行）を発表した。これは上記の弁法（試行）を受けた具体的な規則である。取引の価格が、CO₂換算排出量の1トン当りの価格になることや、売買の最小変動量が1トンで、最小価格変動幅が0.01元であること等が示された（取引管理規則⁶⁾。

このように関連の規則等が整いつつあり、21年6月末頃、全国温室効果ガス排出権取引市場の取引が正式に始まる予定となっている⁷⁾。

世界でトップクラスの グリーンファイナンス

次に、カーボンニュートラル達成には、100兆元とも言われる巨額の資金調達が必要なことから、グリーンファイナンスの役割も重要である。16年に中国人民銀行等が発表した「グリーンファイナンス体系に関する指導意見」は、グリーンファイナンスを「環境保護、省エネルギー、クリーンエネルギー、グリーン交通、グリーン建築等の分野のプロジェクトの投融資・運営・リスク管理等」に対する金融サービスと定義している。

これまでの経緯を振り返ると、中国は間接金融が中心であるため、グリーンファイナンスの分野でも銀行の役割が大きい。既に90年代から高度成長に伴う環境汚染を

NOTE

- 1) 二酸化炭素排出量を吸収量で相殺してネットでゼロにする。
- 2) 11年に試行が承認され、13～14年に各地で取引開始。21年3月までに20産業あり、3000社近い重点排出企業をカバーし、累計取引量は4.4億トン（CO2換算）、同取引額は104.7億元に上る（生態環境省気候変化対応司李高司長、各種報道より）。
- 3) 「全国温室効果ガス排出権取引市場の立ち上げ重点工作の着実な実施に関する通知」。
- 4) 「全国温室効果ガス排出権取引市場の構築案（発電産業）」。
- 5) さらに、21年3月30日、生態環境省は、「炭素排出権取引管理暫定条例（草案修正稿）」を発表し4月末まで意見を募集した。同条例によれば、条例施行後、地方の排出権取引市場は作られず、既存の地方市場は、徐々に全国温室効果ガス排出権取引市場に含まれる。
- 6) また、全国温室効果ガス排出権登記機関と全国温室効果ガス排出権取引機関が設立されるまで当面の間は、上海環境エネルギー取引所が取引システム、湖北温室効果ガス排出権取引センターが登録登記システムで口座開設や運営等の具体的な作業を行う（発表の際の公告）。
- 7) また、報道によれば、生態環境省は、電力以外の産業、具体的には建材産業を同市場のカバー範囲に含める方向で既に動いており、今後、市場が拡大していくものと思われる。華夏能源網（21年5月21日）。
- 8) 人民銀行易綱総裁。21年4月20日、ボアオ・アジア・フォーラムでの発言（各種報道より）。

受けて、グリーン貸付が環境保護の手段として取り上げられ、2000年代には、環境保護の基準を満たさない企業への貸付を停止する等の政策が発表されている。12年には、銀行業監督管理委員会（銀監会、現、銀行保険監督管理委員会）が「グリーン貸付手引き」を発表した。銀行に組織・貸付政策・業務プロセス・内部管理等を整えグリーン貸付を推進することを求める綱領である。13年には、「グリーン貸付統計制度」も制定された。

一方、債券市場のグリーンボンドを見ると、15～16年に、人民銀行、発展改革委員会、証券監督管理委員会（証監会）、上海・深圳取引所等が、それぞれが主管する金融債、企業債、公司債等についての意見や通知等を公

表し、それに基づきグリーンボンドの発行が始まった。

足元では、中国のグリーン貸付の残高は約12兆元と世界一の規模、グリーンボンドの残高は約8,000億元で世界第二位の規模である（20年末）。

21年は、グリーンファイナンスの標準（タクソミー）改善で進展があった。4月に人民銀行、発改委、証監会が、「グリーンボンドが支援するプロジェクト目録（2021年版）」を連名で発表し（7月1日実施）、これまで人民銀行と発改委の間で異なっていた、それぞれが主管するグリーンボンドが支援するプロジェクト目録を統一した。また、石炭等の化石燃料生産とクリーン利用に関するプロジェクトを目録から削除して国際標準に近づけた。

グリーンファイナンスにおける今後の課題としては、足元で試行の域を脱していない情報開示の強化がある。例えば、銀行のグリーン貸付の情報開示の基準も、銀監会と人民銀行で若干異なっている。また、資金調達する企業側の温室効果ガス排出等の情報開示も現状では少ない。こうしたことから、強制的な情報開示制度の構築を進め、各金融機関と資金調達主体をカバーし、開示標準を統一する方向が示されている⁸⁾。

情報開示と関連して、グリーンファイナンスの業績を金融機関の評価にいかを含めるかなど、グリーンファイナンスのインセンティブ強化も課題である。

図表 中国におけるグリーンファイナンスの経緯

年月	動向
2012年	銀監会、「グリーン貸付手引き」発表。
2013年	銀監会、「グリーン貸付統計制度」（グリーンファイナンスが支援する12分野を明確化）。
2014年	銀監会、「グリーン貸付実施状況のKPI」発表。
2015年	人民銀行、「グリーン金融債公告」、「グリーンボンド支持プロジェクト目録」。グリーンボンド市場の開始。目録は6大分類38小分類から成る。
2016年1月	初のグリーン金融債（興業銀行、浦東発展銀行）。16年はグリーンボンド元年と称される。
2016年～17年	発改委、企業債について「グリーンボンド発行手引き」（15年、発表は16年1月）。上海・深圳証券取引所、証監会、銀行間市場取引商協会（NAFMII）がそれぞれ、グリーン公司債券の試行通知、グリーンボンドに関する指導意見、グリーン債務ツール（非金融企業）の業務手引きを発表。
2016年8月	人民銀行等、「グリーンファイナンス体系に関する指導意見」。グリーンファイナンスを定義（本文参照）。グリーンファイナンスの大きな枠組が構築された。
2016年9月	G20杭州サミット。議長国の中国の提案で、グリーンファイナンスが初の首脳声明入り。
2019年5月	発改委等、「グリーン産業指導目録」。グリーン企業債の標準。
2021年4月21日	人民銀行、発改委、証監会、「グリーンボンド支持プロジェクト目録（21年版）」発表（7月1日実施）。「グリーンボンド支持プロジェクト目録」（15年）、「グリーンボンド発行手引き」（15年）の統一（グリーンボンドが支持するプロジェクトの範囲の統一）。国際標準にも近づける（本文参照）。

(注) 発改委は発展改革委員会、銀監会は銀行業監督管理委員会、証監会は証券監督管理委員会
(出所) 各省庁HP、報道を基に野村総合研究所作成

Writer's Profile



神宮 健 Takeshi Jingu
金融デジタルビジネスリサーチ部
シニア研究員
専門は中国経済・金融資本市場
focus@nri.co.jp